

3 高 私 助 第 1 号
令和 3 年 4 月 8 日

各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局
私学部私学助成課長
新 田 正 樹

令和 3 年度私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等
I C T 教育設備整備推進事業費）の計画調書の提出について（依頼）

日頃より、私立学校の教育研究の充実及び発展にご尽力いただきありがとうございます。

このたび、私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業費の事業募集を行います。については、各学校法人に周知いただくとともに、事業の申請にあたっては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）等の法令等及び下記事項を遵守の上、計画調書（様式 1 ~ 4 ）を取りまとめの上、提出願います。なお、事業計画一覧（別紙 1 ）については都道府県で作成の上、提出願います。

記

1. 補助対象事業は、私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業費）交付要綱（平成 14 年 4 月 5 日文部科学大臣決定）に定める事業であること。
2. 新設の学校については、完成年度（卒業生を出す年度）の翌年度から補助対象となること。
3. 補助事業の施工業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、交付要綱第 7 条及び「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」（別添）に従うこととし、原則として、入札又は 3 社以上の業者による見積り合わせ等によること。
4. 既に整備されているコンピュータに対するソフトウェア、周辺機器等の整備を行う場合についても一定の範囲で補助対象とする。
5. 補助年度の前年度に契約が締結されている事業等、交付内定前に着手しているものは補助対象外とする。

[提出期限]

提出書類により締切日が異なるため注意すること。

【別紙 1 について（都道府県において作成）】

令和 3 年 5 月 10 日（月） メールにて提出

【様式 1 ~ 4 及び必要書類（学校法人において作成）】

令和 3 年 5 月 17 日（月） メールもしくは郵送にて提出

注1 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る見地から、平成14年3月25日文部科学省告示第53号により、財産の処分制限期間を別に定めており、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分）を行いたい場合は事前に文部科学大臣の承認が必要となること。また、事業計画を検討するに当たっては、設備が目的外使用及び未利用の状態になることのないよう留意すること。

（参照）補助財産の処分及び適切な取扱い等に係る通知

平成29年10月31日付け29文科高第683号文部科学省高等教育局長通知

注2 補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された計画調書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に掲げる情報に該当し、かつ計画調書中で特に非公開希望について言及された部分を除き、公開することとなること。

注3 機器の調達に当たっては、サプライチェーン・リスクに対応する等、サイバーセキュリティ上の影響に配慮すること。

<参考>

適用法令等

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ③ 私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費）交付要綱（平成14年4月5日文部科学大臣決定）
- ④ 令和3年度私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費に係る計画調書について（別紙）

問合せ先： 文部科学省 高等教育局 私学部 私学助成課 助成第四係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL 03-5253-4111 （内線2547） FAX 03-6734-3396